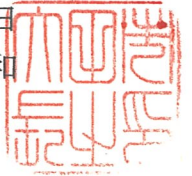


令和6年8月5日  
大田市長 楢野 弘和



大田葬斎場火葬炉設備更新工事業者選定に関する公募型プロポーザルの実施について

公募型プロポーザル方式により、下記の更新工事を実施することとしたので、次の通り公告する。

記

1. 事業概要

- (1) 事業名称：大田葬斎場火葬炉設備更新工事
- (2) 事業内容：「大田葬斎場火葬炉設備更新工事業者選定に関する公募型プロポーザル実施要項」のとおり
- (3) 契約方式及び契約期間：  
契約締結日から令和9年1月31日まで
- (4) 提案上限額：237,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、大田市競争入札参加者の資格に関する規則等に基づく競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）の令和4・5・6年度の入札参加資格者名簿【建設工事】のうち機械器具設置工事に掲載されている者のうち、次の掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- ① 中国地区で、過去5年以内（令和元年5月以降）に、元請として3基以上の火葬場において、自ら製造し設置完了した火葬炉設備全体の更新工事（入替工事）の施工実績を有すること。ただし、単なる火葬炉の耐火物の補修や機器の交換工事は除く。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又

は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が経営に実質的に関与していないと認められる者であること。

- ⑦ 本プロポーザル実施の令和6年8月1日から選定期間内に、島根県又は大田市から指名停止措置を受けていないこと。
- ⑧ 建設業法第27条の23に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。

### 3. その他

本件公募型プロポーザルの詳細については、大田市ホームページに掲載する「大田葬斎場火葬炉設備更新工事業者選定に関する公募型プロポーザル実施要項」のとおりとする。